

○一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則

制定 平成 24 年 10 月 9 日議決（平成 25 年 4 月 1 日施行）

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この細則は、一般財団法人長崎県教職員互助組合定款（以下「定款」という。）及び一般財団法人長崎県教職員互助組合運営規則（以下「規則」という。）並びに一般財団法人長崎県教職員互助組合第 5 号組合員運営規則（以下「第 5 号組合員規則」という。）の運用及び執行のための手続きに関して、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この細則で、理事長、互助組合、組合員、第 5 号組合員、扶養家族、遺族、共済組合、共済組合員、所属長、理事会、掛金、給付、福祉・厚生事業、貸付金とは、定款及び規則並びに第 5 号組合員規則に規定する理事長、互助組合、組合員、第 5 号組合員、扶養家族、遺族、共済組合、共済組合員、所属長、理事会、掛金、給付、福祉・厚生事業、貸付金をいう。

第 2 章 組合員管理

（組合員名簿）

第 3 条 理事長は、組合員名簿を備え、組合員の資格得喪、その他所要の事項を記載して整理しなければならない。

（加入並びに異動報告）

第 4 条 定款第 4 4 条 3 項第 2 号及び第 3 号に規定する者が加入を希望する場合は、様式総第 1 号「組合員加入申込書」を互助組合に提出するものとする。ただし、共済組合員である市町職員等については、様式総第 2 号「公立学校共済組合員資格取得者報告書」を提出するものとする。

2 前項に規定する組合員に異動があったときは、様式総第 4 号「異動届」を互助組合に提出するものとする。

第 3 章 掛金等の払込

（掛 金）

第 5 条 規則第 8 条及び第 5 号組合員規則第 5 条に規定する掛金の納入は、所属の給与支給機関で、給与支給の際徴収し、組合員に代わって互助組合に払い込むものとする。

2 掛金は、毎月の初日（月の初日以外の日には組合員の資格を取得した者に係るその月の掛金については、その組合員の資格を取得した日）における当該組合員の給料の月額を基準として算定する。なお、欠勤、休職その他の理由により、組合員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても掛金の基礎となるべき給料は、これを減額しないで算定する。

3 育児休業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間の掛金は徴収しない。

（1）その育児休業を開始した日の属する月と終了する日の翌日の属する月とが異なる場合、その

育児休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの月

(2) その育児休業を開始した日の属する月とその育児休業等が終了する日の翌日の属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数が14日以上である場合、当該月

4 組合員が連続する二以上の育児休業をしている場合における前項の規定の適用については、その全部を一の育児休業とみなす。

5 産前産後休業者は、第5条第2項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月から終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

6 県外及び長崎大学に派遣される者は第5条第2項の規定にかかわらず、その派遣期間に係る掛金は徴収しない。

7 職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号)第9条及び市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例(昭和32年長崎県条例第46号)第8条に規定する調整額並びに職員の給料等の支給に関する規則(昭和33年人事委員会規則第15号)第6条に規定する調整額、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年長崎県条例第77号)第3条の規定による教職調整額は、掛金算定の給料の月額に含むものとする。

(貸付償還金等)

第6条 組合員は、貸付償還金、その他互助組合に払い込むべき金額があるときは、規則20条に掲げる互助組合の取引金融機関の口座へ払い込むものとする。

第4章 給 付

(給付の額と条件)

第7条 規則第25条に規定する給付の額と条件は、この細則の定めるところによる。

(請求及び支給)

第8条 給付の請求は、別に定める請求書様式に必要な書類を添え、所属を経由して(カフェテリアプラン助成事業を除く。)互助組合に提出しなければならない。

2 互助組合は、前項の請求を受けたとき、精査のうえ、原則として1月毎に支給するものとする。

(事実の認定)

第9条 規則第26条ただし書各号に定める事実の認定及びこの細則に定める金額の査定並びに決定は、理事会が行う。

2 前項の基礎事実を調査するために理事会は、特別調査委員会を設けることができる。

(公務災害)

第10条 この細則で公務による災害は、地方公務員災害補償法第3章の規定の例による。

(同時請求給付、端数切捨)

第11条 この細則による各種の給付については、同一原因による場合であっても、同時に請求することができる。

2 給付の計算について、円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(療養費及び家族療養費)

第12条 組合員又は扶養家族が、疾病若しくは負傷によって療養を受けたときは、療養費及び家

族療養費を支給する。

- 2 療養費の額は、共済組合一部負担金払戻金及び法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を控除した後の金額から2,500円を、また、家族療養費の額は、共済組合家族療養費附加金及び法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を控除した後の金額から4,000円を、それぞれ控除した額の65%(100円未満は切り捨て)の金額とする。
- 3 定款第44条3項第2号及び第3号組合員又は扶養家族の療養費及び家族療養費は、前項の例により支給するものとする。
- 4 療養費及び家族療養費の支給については、前各項に定めるものを除くほか、共済組合の諸規定を準用する。
- 5 定款第44条3項第2号及び第3号組合員が、療養費及び家族療養費を受けようとするときは、様式給第1号「療養費(本人)・家族療養費(被扶養者)請求書」を互助組合に提出しなければならない。

(出産費及び配偶者出産費)

第13条 組合員又は組合員の配偶者が、出産(4か月以上の流産又は死産を含む)したときは、出産費又は配偶者出産費として30,000円を支給する。ただし、双方とも組合員である場合は、双方に支給する。

(1) 出産には、妊娠4か月以上(85日以上をいう。)の異常分べん及び人口妊娠中絶手術をした場合も含まれるものとする。

(2) 双生児等を出産した場合は、産児ごとに支給するものとする。

(3) 妊娠4か月以上を経過して胎児であったものをべん出した場合において、その胎児であったものが、4か月未満で死亡していたときは、支給しない。

- 2 出産費及び配偶者出産費を受けようとする者は、様式給第2号「出産費・配偶者出産費請求書」を互助組合に提出しなければならない。
- 3 前項に基づき出産費及び配偶者出産費を請求する場合には、出産の事実を証明する書類を添えなければならない。

(弔慰金及び家族弔慰金)

第14条 組合員が死亡したときは、弔慰金として200,000円を、その遺族に支給する。ただし、その遺族がない場合は、埋葬を行った者に対し支給する。

- 2 組合員の扶養家族が死亡したときは、家族弔慰金として配偶者の場合は100,000円、その他の扶養家族の場合は1人に付30,000円を支給する。
- 3 弔慰金を受けようとする者は、様式給第3号「死亡退職にかかる給付金請求書」を互助組合に提出しなければならない。
- 4 前項に基づき弔慰金を請求する場合には、組合員と請求者の続柄を確認できる書類を添えなければならない。
- 5 家族弔慰金を受けようとする者は、様式給第4号「家族弔慰金請求書」を互助組合に提出しなければならない。
- 6 遺族のいない場合の請求書には、埋火葬許可証明書(写しでも可)、埋葬に要した費用の証明書及び領収書を添えなければならない。

(入院見舞金)

第15条 組合員が、疾病若しくは負傷によって7日以上入院したときは、1日に付500円を支給する。ただし、1事業年度100日を限度とする。

2 入院見舞金を受けようとする者は、様式給第5号「入院見舞金(本人)請求書」を互助組合に提出しなければならない。

3 前項に基づき入院見舞金を請求する場合には、医療機関の証明等を添えなければならない。

(災害見舞金)

第16条 組合員が、水震、火災その他の非常災害により、その住居又は家財に損害を受けたときは、災害の程度に応じて次の区分により災害見舞金を支給する。

(1) 住居又は家財の全部が、焼失又は滅失したとき、又はこれと同程度の損害を受けたとき 400,000円

(2) 住居又は家財の2分の1以上が、焼失又は滅失したとき、又はこれと同程度の損害を受けたとき 200,000円

(3) 住居又は家財の3分の1以上が、焼失又は滅失したとき、又はこれと同程度の損害を受けたとき 100,000円

(4) 住居又は家財に5分の1以上3分の1未満の損害を受けたとき 50,000円

(5) 災害発生の恐れがあり公的機関の指導等により、組合員又は扶養家族が法律に基づき、あるいは自主的に継続して2週間以上避難を行ったとき 50,000円

ただし、同一災害に基づく避難について重複する事例が生じた場合は、これを1件として取り扱う。

2 前項第1号から第3号の災害の程度は、共済組合の例による。

3 第1項の災害見舞金を受けようとする者は、様式給第6号の1「災害見舞金請求書」を互助組合に提出しなければならない。ただし、第1項第5号に該当する場合は、様式給第6号の2「災害(避難)見舞金請求書」に所属長の公印を受けて互助組合に提出しなければならない。

4 前項に基づき請求書を提出する場合には、所轄官公署長(市区町、警察署、消防署)の事実証明書を添えなければならない。ただし、第1項第4号の災害の程度に該当する場合又は定款第44条3項第2号及び第3号組合員にあっては、事実証明書及びり災状況報告書を添付しなければならない。

(退職慰労金)

第17条 組合員が規則第2条第2項に該当したときは、退職慰労金を支給する。ただし、給与改定に伴う追給額がある場合、100円未満については支給しない。

2 組合員としての期間計算は、月をもって行う。月は、組合員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の月数とする。

3 組合員の期間計算において、旧長崎県教職員互助組合及び財団法人長崎県教職員互助組合の組合員(以下「旧組合員」という。)として引き続き互助組合の組合員であったものについては、旧組合員の期間を通算する。

4 退職慰労金の額は、次の各号に掲げる額の合計から、その合計額に25%を乗じて得た額を控除した額とする。

(1) 平成9年3月31日以前の期間

掛金総額

(2) 平成9年4月1日から平成15年3月31日までの期間については、平成9年4月1日以降の掛金総額に在会年数に応じた次の掛率を乗じて得た額

互助組合在会年数10年まで	100分の55
10年超20年まで	100分の60
20年超30年まで	100分の65
30年超	100分の70

(3) 平成15年4月1日以降の期間については、平成15年4月1日以降の掛金総額に在会年数に応じた次の掛率を乗じて得た額

互助組合在会年数10年まで	100分の47
10年超20年まで	100分の50
20年超30年まで	100分の55
30年超	100分の60

- 5 退職慰労金を受けようとする者は、様式給第7号「退職慰労金・退職特別給付金請求書」を互助組合に提出しなければならない。ただし、組合員の死亡による退職の場合は、様式給第7号「死亡退職にかかる給付金請求書」を互助組合に提出しなければならない。

(入退院交通費)

- 第18条 特勤勤務手当等の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第15号)別表に掲げる特勤公署(以下「特勤公署」という。)及びへき地手当等の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第16号)別表に掲げる学校(以下「へき地学校」という。)に勤務し、かつ、級別区分が準へき地以上に相当する小学校区に居住する組合員が、疾病若しくは負傷によって入院又は退院したときは、入・退院それぞれに要した交通費を居住小学校区の級地により定額で支給する。ただし、定期運行の交通料金が1,000円未満の場合は支給しない。

準へき地以上3級地まで	1,000円
へき地4級地	1,500円
へき地5級地	2,000円

島内(五島・壱岐・対馬)に診療科目がないとき又は医師の指示による場合の島外への入退院は、級地に関係なく3,000円を支給する。

- 2 入退院に要する交通費の給付を受けようとする者は、様式給第8号「入退院交通費請求書」を互助組合に提出しなければならない。
- 3 前項に基づき入退院交通費を請求する場合は医療機関の証明等を添えなければならない。

(通院費)

- 第19条 特勤公署の級別区分が4級地以上及びへき地学校の級別区分が3級地以上に該当する所属所に勤務し、かつ、級別区分が3級地以上に相当する小学校区に居住する組合員が、疾病若しくは負傷によって通院したときは、通院に要した交通費を支給する。通院は1往復をもって1通院とし、居住小学校区の級地により定額で支給する。ただし、定期運行の交通料金が1通院について1,000円未満の場合は支給しない。

へき地3級地	1,000円
へき地4級地	1,500円
へき地5級地	2,000円

島内（五島・壱岐・対馬）に診療科目がないとき又は医師の指示による場合の島外への通院は、級地に関係なく3,000円を支給する。

- 2 通院に要する交通費の給付を受けようとする者は、様式給第9号「通院費請求書」を互助組合に提出しなければならない。
- 3 通院費の請求書には、医療機関の証明を必要とし、かつ、島外への通院の場合は利用交通機関の領収書を添えなければならない。

（結婚祝金）

第20条 組合員が結婚したときは、結婚祝金として20,000円を支給する。

- 2 結婚祝金の給付を受けようとする者は、様式給第10号「結婚祝金請求書」に所属長の公印を受けて互助組合に提出しなければならない。

（休職（無給）見舞金）

第21条 組合員が病気若しくは負傷のため、無給休職となったときは、無給となった日の属する月から月20,000円を自動給付する。ただし、休職発令年月日がその月の21日以降のとき及び復職発令年月日がその月の10日以前のときは、給付の額の半額とする。

（遺児給付金）

第22条 組合員が死亡したとき、遺族である扶養家族に満22歳までの子供がいる場合、その遺族に、1子につき100,000円を支給する。ただし、満22歳は、満22歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

- 2 遺児給付金の給付を受けようとする者は、様式給第3号「死亡退職にかかる給付金請求書」を互助組合に提出しなければならない。

（介護休暇給付金）

第23条 組合員が介護休暇制度に基づき介護休暇を取得したときは、その期間について介護休暇給付金を支給する。ただし、1事業年度66日を限度とする。

- 2 前項の規定により支給する介護休暇給付金の支給額は、次のとおりとする。

給料が減額された日1日につき

40歳未満の者	1,500円
40歳以上50歳未満の者	2,000円
50歳以上の者	2,500円

ただし、時間単位の休暇を取得した場合は、7時間45分をもって1日とする。

- 3 介護休暇給付金の給付を受けようとする者は、様式給第11号「介護休暇給付金請求書」を互助組合に提出しなければならない。
- 4 介護休暇給付金の請求書には、「出勤簿」並びに承認を受けた「介護休暇願」のそれぞれの写し、また、介護休暇が途中で終了した場合は「介護休暇終了届」の写しを添えなければならない。

（退職特別給付金）

第24条 組合員が結婚することなく、在会25年以上で退職したときは、退職特別給付金として20,000円を支給する。ただし、死亡退職を除く。

- 2 退職特別給付金の給付を受けようとする者は、様式給第7号「退職慰労金・退職特別給付金請求書」を互助組合に提出しなければならない。

第5章 福祉・厚生事業

(事業)

第25条 運営規則第24条第1項ウに規定する福祉・厚生事業は、この細則の定めるところによる。

(カフェテリアプラン助成事業)

第26条 組合員が自らのニーズに応じて、以下に定める助成メニューの中から選択した経費について助成する。

2 助成メニューは以下の区分とし、
別表1に定める範囲のものとする。

- (1) 健康管理・増進
- (2) リフレッシュ活動
- (3) 自己啓発
- (4) 生活支援
- (5) 社会活動

3 本事業の助成対象者は組合員とする。

4 助成対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に利用がなされたものについて助成対象とする。ただし、年度途中で組合員の資格を取得した者は取得日からとし、年度内に資格を喪失した場合は、資格喪失日の前日までを助成対象期間とする。

5 助成対象経費は、組合員又は扶養家族が、別表1に定める助成メニューから利用し、組合員が負担した経費を対象とする。なお、当該年度に契約し、分割払いも含め当該年度内に支払った経費も対象とする。

6 1ポイントは100円とし、組合員一人当たりのポイント上限は、利用状況や財源等を基に毎年、理事会で決定する。

なお、ポイントの取扱については、以下のとおりとする。

- (1) 組合員自身に付与されたポイントを他の者に譲渡することはできない。
- (2) 未使用のポイントは、翌年度に繰越すことはできない。
- (3) 年度内に複数のメニューを利用した場合には、ポイント上限の範囲内で経費を合算する。
- (4) 支給額の計算について、百円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとする。

7 助成を受けようとする者は、「カフェテリアプラン利用補助金請求書」を互助組合に提出しなければならない。なお、請求書には、助成対象経費の内容を明らかにする書類等を添えなければならない。また、請求は、別表2に定める請求期間内に1回限りとする。

8 次に掲げるものは助成しないものとする。

- (1) 遊戯性・賭博性が強いもの、公序良俗に反するもの
- (2) 日用品（消耗品や家電）、衣料品、食料品、飲食費（外食含）、光熱費、燃料費、金券類、公租公課に該当するもの（ただし、介護消耗品及び育児消耗品は対象）
- (3) 現金の二重支給になるもの（通勤手当、出張旅費等）
- (4) 保険診療の自己負担（ただし、介護保険適用後の自己負担は対象）
- (5) その他、事業趣旨に合わないと思われるもの

(リフレッシュ活動費)

第27条 組合員が35歳のリフレッシュ休暇の該当者となったとき、20,000円を自動給付

する。

(ランチセミナー)

第28条 組合員とその家族を対象にホテル等を会場として、ランチ及びセミナーを実施する。

- 2 ランチセミナーの経費は、原則、参加者の実費負担とし、参加者が会場で精算するものとする。ただし、組合員の負担については、毎事業年度の予算の範囲内で補助ができるものとする。
- 3 会場並びにランチ及びセミナーの内容は、毎年度、事務局で決定する。

(ニューライフプラン事業)

第29条 組合員及びその配偶者の生涯生活設計の確立とその実現に向けての取り組みに必要な知識や情報を提供するために、長崎県生涯生活設計推進計画に基づき、長崎県教育委員会及び公立学校共済組合長崎支部との共催で以下の事業を実施する。事業内容及び予算については、共催3者で協議のうえ決定する。

(1) ニューライフプラン講習会

56歳以上の組合員及びその配偶者を対象に、生涯生活設計や退職手続き、各種退職後の制度などに関する講習会。

(2) ライフステージセミナー

組合員を対象に、在職中から退職後を視野に入れた必要な知識の習得や必要な情報提供を目的としたセミナー。

(3) 金融に関する個別相談

組合員を対象に、金融に関する知識の習得を目的とした個別相談窓口。

2 専門相談員は2名とし、県委託事業専門相談員に委託するものとする。

相談料は不要で、専門相談員にかかる経費は、相談に要した時間単価による月払い精算方式とする。なお、時間単価は長崎県講師謝金単価を準用するものとする。

3 相談内容は、以下に定める金融に関することとする。

個人型DC、ライフプランニング、保険の見直し、住宅購入・ローン貯蓄、資産運用など、金融全般に関すること

4 相談方法は、以下の3通りとする。

(1) 電話相談 9:30~18:00(日・祝日除く)とし、専門相談員の指定する専用ダイヤルに組合員が直接電話する。

(2) 電子メール 専門相談員が指定する電子メールアドレスに組合員が直接メールする。

(3) 面談 事前予約制。面談を希望する者は直接、専門相談員に電話すること。面談会場は、専門相談員が指定する。

(提携施設等割引事業)

第30条 組合員及びその家族の福利厚生の実現のため、全国の互助団体が提携する提携施設(以下「提携施設」という。)を利用する際に、割引等を受ける事業を実施するものとする。

2 提携施設を利用する際は、互助組合が発行した互助組合会員証を、提携施設に提示するものとする。

3 組合員には、「互助組合会員証」を発行する。なお、「互助組合会員証」の再発行を希望するものは、切手100円分を添えて「互助組合会員証再発行申請書」を互助組合に提出しなければならない。

第6章 貸 付

(貸付の額と条件)

第31条 規則第25条に規定する貸付の額と条件は、この細則の定めるところによる。

(貸 付)

第32条 貸付は、一般貸付とする。

2 貸付の種別は次の各号のとおりとし、それぞれの事由により貸付けることができる。

- (1) 生活資金 組合員が臨時に生活資金を必要とするとき
- (2) 育英資金 組合員又はその子弟等に教育資金を必要とするとき
- (3) 自動車購入資金 組合員、その配偶者又は子が自動車購入等の資金を必要とするとき
- (4) リフォーム資金 組合員が自己の用に供するための住宅の増改築、補修、修理等のための資金を必要とするとき

ただし、上記(2)(3)(4)については、貸付限度額以内で全額借換えできる場合のみ当互助組合以外の金融機関等からの既借入分の借換えを貸付対象とする。

(貸付金額)

第33条 貸付の限度額及び償還回数は、貸付の種別に応じ、次に掲げる金額及び回数とする。

なお、完済後は再び貸付けることができる。

- (1) 生活資金 300万円 120回以内
- (2) 育英資金 400万円 120回以内
- (3) 自動車購入資金 400万円 120回以内
- (4) リフォーム資金 300万円 120回以内

2 貸付金の額は、10万円を最低額とし1万円単位とする。

(貸付利率)

第34条 貸付金の利率は、特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項）の範囲で変動金利制とし、貸付の種別ごとに毎年見直すものとする。ただし、平成28年6月までの貸付分の利率は契約時の利率を上限とする。

2 変更を要する場合は、理事会で決定し、評議員会へ報告する。

(貸付申込)

第35条 貸付を受けようとする者（以下「申込人という。」）は、様式貸第1号「資金貸付金申込書」及び様式貸第2号「資金貸付金借用証書」を互助組合に提出しなければならない。なお、第32条第2項に基づいて、当互助組合以外の金融機関等からの既借入分の借換えをするときは、上記様式貸第1号及び第2号に代えて、様式貸第3号「資金貸付金申込書」及び様式貸第4号「資金貸付金借用証書」を互助組合に提出しなければならない。

2 貸付の申込み時には、生活資金貸付以外の貸付については、種別に応じた附属資料を提出し、審査を受けなければならない。なお、附属資料については、別途事務の手引に定める。

(貸付日)

第36条 資金の貸付は、毎月最終事業日を貸付日として支出するものとする。

(既に貸付を受けている者への貸付)

第37条 理事長は、第32条第2項の規定による貸付を受けている者（以下「借受人」という。）

に対して、当該貸付の未償還元利金を新たな貸付金額から差引いて貸付を行うことができる。

(貸付の審査決定)

第38条 理事長は、第35条の規定による貸付申込書の提出を受けたとき、実情を審査のうえ、貸付の可否を決定し、借用証書と引換えに貸付金を貸付ける。

2 貸付ができないときは、その理由を申込人に通知するものとする。

(償 還)

第39条 借受人は貸付の種別に応じた償還回数範囲内で希望する償還回数により、借受後、翌月から最終回を除き毎月元利均等額を給与受領の際、償還するものとする。ボーナス償還を併用する場合は、6月及び12月の期末勤勉手当支給日に、最終回を除き元利均等額で償還するものとする。ただし、未償還金の全部を一時に償還することもできる。なお、次の各号に該当する期間の償還は猶予する。

- (1) 育児休業者
- (2) 県外派遣研修者
- (3) 長崎大学派遣者
- (4) 心身の故障のため長期休業を要する者
- (5) 理事会が特に認めた者

2 借受人が次の各号に該当する場合には、直ちに未償還金を償還しなければならない。

(1) 組合員が資格を喪失したとき

ただし、国や知事部局へ異動する割愛退職者や他県交流者等で、将来当互助組合へ再加入することが確実な者については、個別振込にて当初契約通り償還を継続することができる。

- (2) 申込事由に偽りがあったとき
- (3) 目的別貸付の借換資金に係る既貸付完済証明書の提出がないとき
- (4) その他運営細則に違反したとき

(貸倒引当金)

第40条 互助組合は、財政の健全性を確保するため、貸付金に対して貸倒引当金を計上しなければならない。

2 貸倒引当金は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

- (1) 法定繰入率に基づいて計上した額
- (2) 個別に回収困難と判断される債権が発生した場合は、その貸倒れの見積もり額

3 前号で見積もった額などが理事会で貸倒れと決定された場合は、決定額と同額の貸倒引当金と当該債権を相殺する。

4 債権管理に関する事務処理要項は、別に定める。

(貸付の制限)

第41条 組合員が次の各号に該当する場合には、貸付を行わない。

- (1) 新規採用後、初回の互助組合掛金納入が済んでいない者
- (2) 地方公務員法第28条の4に基づき採用された者
- (3) 未成年者

ただし、未成年者については法定代理人による同意書並びに続柄を確認できるもの

(戸籍謄本)の提出があれば貸付けできる。

- (4) 給与支給機関から給与が支給されない者
- (5) 現に給与の差し押さえを受けている者
- (6) 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者
- (7) 自己破産又は民事再生等により債務不履行が発生し、互助組合へ損害を与えた者
- (8) 貸付保険事故者
- (9) 毎月の償還額の合計が、給料月額 30% を超える者、及びボーナス償還額の合計が、給料月額 60% を超える者

(貸付原票)

第42条 理事長は、貸付原票を備えて貸付金を整理しなければならない。

(借用証書の返付)

第43条 理事長は、貸付金の償還が完了されたときは、遅滞なく借用証書を借受人へ返付しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第44条 貸付事業の円滑な遂行にあたっての個人情報の取扱いについては「一般財団法人長崎県教職員互助組合個人情報保護規程」による。

第7章 その他

(教育委員会諸規程の準用)

第45条 互助組合の諸規程等に定めがあるほか、文書の取扱い及び財務諸規則等については教育委員会諸規程を準用する。

第46条 この細則の実施に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この細則は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この細則は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この細則は、平成26年 8月 1日から施行する。
- この細則は、平成27年 4月 1日から施行する。
- この細則は、平成28年 7月 1日から施行する。
- この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この細則は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この細則は、平成31年 4月 1日から施行する。
- この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この細則は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この細則は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この細則は、令和 4年10月 1日から施行する。
- この細則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

本細則第17条第4項中「25%」とあるのは、令和3年1月1日から同年3月31日までの間において退職する者は「8%」と、同年4月1日から令和4年3月31日までの間において退職する者は「16%」とする。

別表1 (第26条第2項関係)

区分	メニュー
健康管理・増進活動	①歯科技工費
	②メガネ・補聴器購入費（購入又は修理代）
	③はり・灸・マッサージ経費
	④健康診断・予防接種経費
	⑤メンタルケア
	⑥健康用品購入費
	⑦スポーツ活動費・用品購入費
リフレッシュ活動	①旅行経費
	②レクリエーション用品等購入費
	③スポーツ・文化鑑賞チケット購入費
	④レクリエーション・文化施設等利用費
自己啓発	①自己啓発費
	②IT・OA 機器購入費
	③書籍購入費
	④イベント参加費
生活支援	①介護・看護利用費
	②介護用品等購入費
	③保育施設等利用経費
	④育児用品等購入費
	⑤防災用品購入費
社会活動	①ボランティア活動費

別表2 (第26条第4項関係)

助成対象	請求期間	給付日
4月1日から翌年3月31日までの間に利用がなされたもの	5月1日から翌年4月30日までの間（互助組合必着）	毎月末日までの間に請求書を受理した分を翌々月10日頃に給付 ※毎年5月の給付日は連休が重なるため、通常より遅くなる可能性がある。

備考 請求締切日及び給付日が週休日の場合は、後日の休日でない日を当該日とする。